

## 総会決議第2号議案

### 定款第30条に基づく規定変更の決議提案について

現行の定款第30条に基づく理事及び監事の報酬等の支給基準に関する規定では、

(報酬等の支給)第3条2

「前項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。」  
となっています。

今回総会における提案は、(報酬等の支給)第3条2の削除です。

提案理由は、「理事の方々に報償費を支払いたい」です。

\*特に会計担当理事においては、各事業報告に伴う会計処理業務を行うため、自身の勤務終了後、栄養士会にて夜遅くまで会計システム入力処理を行っている現状です。

沖縄県栄養士会は医師会、看護協会、小児保健協会、薬剤師会、歯科医師会等の医療圏敷地内に小さいながらも栄養士会館を設立し、沖縄県の保健医療推進に参画していますが、これは、これまでの栄養士の諸先輩方が無償で会運営にご尽力を頂いたおかげだと感謝しております。ですが、時代も変わり、今後の会運営に関しましては、理事役員の使命感だけでは困難な状況にあると危惧しております。

つきましては、公益社団法人沖縄県栄養士会定款第30条に基づく、規定変更の決議を行いたいと思っております。

なお、今回多くの皆様のご賛同を頂き、提案が可決されましたら、次年度総会においては、各理事報酬額を提案していきたいと考えております。

本来であれば、会場にてご活発な討議を行いたいところではありますが、感染症拡大防止により書面による決議とさせていただきます。

添付しております、理事及び監事の報酬等の支給の基準に関する規定(案)をご確認いただき、確認表の提出の程、よろしく願いいたします。